



2021年11月25日

各位

会社名 イオン株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫  
(コード番号8267 東証第一部)  
問合せ先 財務担当責任者 宮崎 剛  
(電話番号 043-212-6042)

## 株式会社キャンドゥ株式(証券コード 2698) に対する 公開買付け(第一回)の結果に関するお知らせ

イオン株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年10月14日、株式会社キャンドゥ(証券コード 2698、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2021年10月15日より第一回公開買付けを実施しておりましたが、第一回公開買付けが2021年11月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第一回公開買付けが成立したため、2021年10月14日付プレスリリース「株式会社キャンドゥ株式(証券コード 2698)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「2021年10月14日付プレスリリース」といいます。)で公表のとおり、公開買付者は、対象者の取締役会において第二回公開買付け(以下に定義します。)に賛同の意見が表明されていること及び第二回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、第一回公開買付けの決済が完了した日の翌営業日に、2021年11月30日から2021年12月27日を買付け等の期間とする公開買付け(以下「第二回公開買付け」といいます。)を実施する予定です。

第二回公開買付けは、公開買付者が、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である城戸一弥氏及び城戸一弥氏の実母である城戸恵子氏がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社である株式会社ケイコーポレーション(以下「ケイコーポレーション」といいます。)の発行済株式の全てを取得することを通じて、間接的にケイコーポレーションが所有する対象者株式を取得することから、ケイコーポレーション以外の対象者の株主の皆様にも、その所有する対象者株式の売却の機会を提供するために、買付予定数の上限及び下限を設定せずを実施する予定です。また、第二回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格は、第一回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格2,700円に比べて400円(14.81%(小数点以下第三位以下を四捨五入))低い2,300円とする予定です。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 対象者の名称  
株式会社キャンドウ

(3) 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,936,100 株	3,141,000 株	5,936,100 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,141,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(5,936,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2021年10月15日(金曜日)から2021年11月24日(水曜日)まで(27営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2021年11月29日(月曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,700円

## 2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の数の合計(6,537,575株)が買付予定数の上限(5,936,100株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年11月25日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	6,537,575 株	5,936,100 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	6,537,575 株	5,936,100 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( — 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	59,361 個	(買付け等後における株券等所有割合 37.18%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主の議決権の数	159,587 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2021年10月14日に提出した第28期第3四半期報告書(以下「対象者第3四半期報告書」といいます。)に記載された2021年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された2021年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(16,770,200株)から、対象者が2021年10月14日に公表した「2021年11月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2021年8月31日現在の対象者が所有する自己株式数(806,237株)を控除した株式数(15,963,963株)に係る議決権の数(159,639個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(6,537,575株)が買付予定数の上限(5,936,100株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等（本公開買付けに応募した株主をいい、以下同じとします。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させました。

ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

#### （6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日  
2021年11月29日（月曜日）

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

#### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第一回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、2021年10月14日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

イオン株式会社  
（千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上